# 海岸協力団体募集要項

## 1 海岸協力団体指定制度の概要

海岸協力団体指定制度とは、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を海岸協力団体に指定し、海岸管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、海岸協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

海岸協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる海岸法上の許可等について、海岸管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

## 2. 活動内容及び区間

### (1)活動内容

海岸法第23条の4のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のと おりです。

- ① 海岸管理者に協力して行う海岸工事又は海岸の維持
  - ・海岸(堤防含む)の清掃、海岸保全施設の維持、管理等
- ② 海岸の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
  - ・海岸保全施設の安全利用点検
  - ・不法行為の監視 等
- ③ 海岸の管理に関する調査研究
  - ・ 希少動植物調査及び保護活動
  - ・海岸保全区域の管理に関する研究 等
- ④ 海岸の管理に関する知識の普及及び啓発
  - ·海岸安全利用講習、環境教育
  - ・海岸の管理に関する知識の普及及び啓発 等
- ⑤ 上記に掲げる活動に附帯する業務
  - ・上記を実施するために必要な草刈りや清掃、事前告知
  - ・海岸利用の促進活動 等

#### (2) 対象区間

高知海岸(別紙「高知海岸活動対象区間位置図」参照)の海岸保全区域を対象としており、上記(1)の活動を実施していただく区間は、おおむね次の区間内とします。申請にあたっては、活動を希望する区間を申請(複数区間の申請も可)して下さい。

#### <募集対象区間>

高知海岸(長浜工区):(約3.7km区間)

② 高知海岸(戸原工区): (約2.8km区間)

③ 高知海岸(仁ノ工区): (約1.6km 区間)

④ 高知海岸 (新居工区) : (約 1.7km 区間)

#### 4 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は海岸法施行規則(昭和31年農林・運輸・建設省令第1号)第7条の3に規定する団体(以下「法人等」という。)であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。(下記の証明ができる、又は類するものを含む)

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員(役員を含む。)が5名以上いること。
- ⑤ 申請時点において、法人等の設立後5年以上(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。)が経過し、その間法人等の規約に大きな変更がないこと。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨ 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
- ⑩ 海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外は、 海岸協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約できること。

#### 5 申請書類

海岸協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書(様式 第1号)に次に掲げる書類を添え申請してください。

#### (1) 添付書類

- ① 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等 の構成員及びその数が記載されているもの
- ② 直近おおむね5年間(当該年度も含む)の活動実績報告書

(別添「様式-報告」)

- ③ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書(別添「様式-計画」)
- ④ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- ⑤ 法人等の納税証明書(課税対象団体である場合に限る。)
- ⑥ 4. 申請資格⑤の要件を満たすことを証する書類
- ⑦ 4. 申請資格⑥から⑩の要件を満たすことを誓約できる書類
- ⑧ その他、海岸管理者が必要と認める書類
- (2) 申請にあたっての留意事項
  - ① 提出された書類は返却いたしません。
  - ② 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
  - ③ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

### 6 募集期間

令和6年12月2日から令和6年12月20日まで

## 7 提出先

以下の提出先に、持参又は郵送により提出すること。 ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とする。

₹780-8023

高知県高知市六泉寺町 96 番地 7 四国地方整備局 高知河川国道事務所 工務課 海岸係 TEL 088-833-6901 Eメール skr-koucha40@mlit.go.jp

## 8 審査方法

提出された書類等に基づき、次に掲げる事項を確認・審査した上で決定します。

- (1) 申請資格の確認
- (2) 活動実績報告書の審査(継続性・公共性・活動姿勢)
  - ア)継続性: 直近おおむね5年間にわたり、海岸管理に資する活動を継続的に行っていること。
  - イ)公共性: 上記の活動が、海岸管理者等(当該活動が海岸協力団体を指定しようとする海岸の区域以外の区域で行われた場合にあっては、当該活動が行われた区域の海岸管理者等。)から後援された活動、海岸管理者等と共同で実施した活動、その他

の海岸管理者等との協力関係が認められる活動であること。

- ウ)活動姿勢: 直近おおむね5年間において、海岸管理又は他の民間団体等 の海岸管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれが ある行為を行っていないこと。
- (3) 活動実施計画書の審査(実効性・貢献度・協調性)

ア) 実効性: 過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

イ) 貢献度: 海岸管理に対する貢献が認められること。

ウ)協調性: 活動に当たって地域(海岸管理者等、住民、市町村、他の民

間団体等)との連携等が認められること。

(4) ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを 実施します。(ヒアリングの日時については当方よりご連絡致します。)

## 9 結果の通知

(1)海岸協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、海岸協力団体指定証を発行します。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

- (2)上記海岸協力団体指定証には、法人等の名称及び活動を行う海岸の区間 を明記し、指定番号の登録を行います。
- (3)海岸協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

## 10 指定後の留意事項

- (1)海岸協力団体の指定を受けた団体は、「5申請書(1)」活動実施計画書に基づき、海岸協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。
- (2)海岸協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書の計画期間の終了 前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出して ください。
- (3)海岸協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは速やかに変更の内容を明らかにする書類を提出してください。
- (4)海岸協力団体の指定を受けた団体は、海岸管理者の求めに応じ、活動状況について報告してください。
- (5)海岸協力団体の代表者が変更となった場合又は海岸協力団体が解散をした場合には速やかに報告してください。海岸管理者はその旨を公示します。

#### 11 指定の取り消し

海岸協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合に は、指定を取り消されます。

- (1)海岸協力団体の業務に対して、海岸管理者が行う改善措置命令に違反した場合。
- (2) 海岸協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- (3) 海岸協力団体から指定の取り消しの申請があった場合。 海岸協力団体の指定を取り消した場合、海岸管理者はその旨を公示します。

# 12 問い合わせ先

〒780-8023

高知県高知市六泉寺町 96 番地 7 四国地方整備局 高知河川国道事務所 工務課 海岸係 TEL 088-833-6901

Eメール skr-koucha40@mlit.go.jp